

# 大府市産業文化まつり開催要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大府市における産業及び文化（以下「産業文化」という。）に携わる団体が協力して産業文化に関する活動を広く市内外に紹介し、及び宣伝することにより、産業文化の調和のとれた明るく住みよい大府市の発展に寄与することを目的として開催する大府市産業文化まつり（以下「産業文化まつり」という。）の円滑な実施のため、必要な事項を定めるものとする。

(開催日)

第2条 産業文化まつりは、原則として毎年10月の最終土曜日及び翌日の2日間開催するものとする。

(主催)

第3条 産業文化まつりの主催者は、大府市、大府市教育委員会、大府商工会議所及びあいち知多農業協同組合とする。

(推進組織)

第4条 産業文化まつりの円滑な実施を推進するため、大府市産業文化まつり推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、産業文化まつりの主催者及び開催に関係する者（以下「関係者」という。）により構成する。

(委員会の組織)

第5条 委員会は、会長1名、副会長3名及び委員をもって組織する。

2 会長は大府市長を、副会長は大府市教育長、大府商工会議所会頭及びあいち知多農業協同組合地域代表をもって充て、委員は関係者のうちから会長が選任する。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、あらかじめ会長が指名した順序で、その職務を代理する。

5 会長、副会長及び委員の任期は、毎年4月から翌年の3月末日までの1年とし、再任を妨げない。

(委員会の会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、議長となる。

(事務局)

第7条 委員会に、事務局を設ける。

2 事務局は、別に定める基準による。

3 事務局は、委員会の決定に従い、事務を執行する。

(経費)

第8条 産業文化まつりの実施に係る経費は、第3条の主催者の産業文化まつりに係る予算及び関係者の協賛事業に係る予算をもって支弁するものとする。

(顧問)

第9条 産業文化まつりに顧問を置くことができる。

2 顧問は、委員会の同意を得て市長が委嘱する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和62年9月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。